

令和7年度庄内町創業者等応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における新たな事業創出の促進、企業等の誘致により定住人口の増加及び雇用の創出を図るため、意欲ある創業者及び事業者に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町創業者等応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者として次のいずれかの方法により町内に本店又は主たる事業所（以下この条及び次条において「本店」という。）を設置することをいう。
 - イ 法人の代表者でない者が個人事業の開業届出書を提出し、受理されること。
 - ロ 事業を営んでいない個人（法人の代表者である者を除く。）が設立した法人で、法人設立届出書を提出し、受理され、かつ、法人登記が完了すること。
- (2) 新設 町内に事業所を有しない小規模事業者が、新たに事業所を設置することをいう。
- (3) 移設 小規模事業者が、町内にある既設の事業所を町内の別の場所に設置することをいう。
- (4) 拡充 小規模事業者が、町内にある既設の事業所の他に新たな事業所を町内の別の場所に設置することをいう。
- (5) 新設等 新設、移設又は拡充をいう。
- (6) 開業 本店又は事業所の営業を開始することをいう。
- (7) 空き店舗 かつて営業その他事業の用に供されていた店舗であって、営業その他事業の用に供されていないことが常態であるものをいう。
- (8) 空き家 かつて居宅として使用されていた建物であって、居宅として使用されていないことが常態であるものをいう。
- (9) 空き店舗等 空き店舗又は空き家であるものをいう。
- (10) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。
- (11) 町内業者 庄内町商工会に加入し、町に法人町民税を納付している法人又は庄内町商工会に加入している個人事業者をいう。
- (12) 町外事業者 町内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人又は団体をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - イ 官公庁
 - ロ 第三セクターであって、出資金が10億円以上の法人又は地方公共団体から補助金等の交付を受けていない法人
 - ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者

ニ イ、ロ及びハに掲げる者のほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると町長が認める者

(13) 常用雇用者 次のいずれにも該当する雇用者をいう。

イ 期間の定めのない雇用又は6箇月以上の期間を定めて雇用している者であること。

ロ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者であること。

(14) サテライトオフィス等 町外事業者が町内に新たに開設し、1人以上の常用雇用者が就業する事務所であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

イ 本店又は主たる事務所の業務を行う事務所

ロ 既存の事務所を移転するための事務所

ハ イ及びロに掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（第6条及び別表において「補助対象事業」という。）

及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 資金借入支援事業 山形県商工業振興資金融資制度要綱（昭和57年4月1日制定）第3条に規定する開業支援資金又は株式会社日本政策金融公庫「国民生活事業」の新企業育成貸付、企業活力強化貸付又は「中小企業事業」の女性、若者/シニア起業家支援資金（別表において「補助対象資金」という。）を借入れ、町内で創業する者の3年分の利子を支援する事業

(2) 創業者改装費支援事業 創業する者が次のいずれにも該当する方法により空き店舗等を改装し開業した場合の空き店舗等の改装に係る経費を支援する事業

イ 本店として使用するために町内の空き店舗等を購入又は賃借すること。

ロ 町内業者と請負契約又は請負契約と同等の契約（当該町内業者が内装工事等を下請させる場合は、当該内装工事等に係る下請契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約をいい、当該町内業者が直接締結するものに限る。）

における町内業者である下請負人（同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）の数が当該下請契約の下請負人の総数の2分の1以上の場合に限る。以下同じ。）を締結すること。

(3) 空店舗等活用支援事業 新設等する者が次のいずれにも該当する方法により空き店舗等を改装し開業した場合の空き店舗等の改装に係る経費を支援する事業

イ 事業所として使用するため町内の空き店舗等を購入又は賃借すること。

ロ 町内業者と請負契約又は請負契約と同等の契約を締結すること。

(4) サテライトオフィス等設置支援事業 町外事業者が、新たに町内の空き店舗等を購入又は賃借し、若しくは庄内町新産業創造館の貸オフィス（庄内町新産業創造館設置及び管理条例（平成25年庄内町条例第13号。以下この条において「新産業創造館条例」という。）第3条第6号に規定する貸オフィスをいう。）の新産業創造館条例第8条による利用の許可を受け、又は立川複合拠点施設のレンタルオフィス（庄内町立川複合拠点施設設置及び管理条例（令和4年庄内町条例第36号。以下この条において「立川複合拠点施設条例」という。）第6条第1号に規定するレンタルオフィスをいう。）の立川複合拠点施設条例第11条による利用の許可を受け、サテライトオフィス等を設置する経費を支援する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表の補助対象経費事業の区分に応じ、補助対象経費の欄に定めるとおりとする。

2 補助対象経費は、令和7年4月1日以後に係る経費とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年度に創業又は新設等をし、若しくはサテライトオフィス等を設置する者で、補助金の交付の申請の日から起算して少なくとも2年を経過する日まで事業を継続する意思を有していること。
- (2) 庄内町商工会に加入し、経営指導を継続して受けている者又は受けようとする者であること。ただし、サテライトオフィス等設置支援事業においては、この限りでない。
- (3) 市町村税等(個人の場合は、国民健康保険税を含む。)の滞納がない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等(個人事業者である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいい、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。)であると認められること。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ハ 役員等が自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められること。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められること。

ホ その他役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の補助対象事業の区分に応じ、補助金の額の欄に定めるとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(資金借入支援事業の交付申請)

第7条 資金借入支援事業に係る規則第4条に規定する交付申請書は、令和7年度庄内町創業者等応援補助金(資金借入支援事業)交付申請書(様式第1号)によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(事業概要が分かるもの)
- (2) 資金償還計画書

- (3) 個人事業の開業届出書（法人の場合は法人番号指定通知書及び登記事項証明書）の写し
- (4) 市町村税等（個人の場合は、国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (5) 庄内町商工会の加入承諾書又は庄内町商工会加入申込書（受理されたものに限る。）の写し
- (6) 山形県商工業振興資金の開業支援資金の場合は、認定申請書及び認定書の写し
- (7) 株式会社日本政策金融公庫「国民生活事業」の新企業育成貸付、企業活力強化貸付又は「中小企業事業」の女性、若者/シニア起業家支援資金の場合は、借用書等の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（創業者改装費支援事業の交付申請）

第8条 創業者改装費支援事業に係る規則第4条に規定する交付申請書は、令和7年度庄内町創業者等応援補助金（創業者改装費支援事業）交付申請書（様式第2号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（事業概要が分かるもの）
- (2) 補助対象経費及びその積算内容が確認できる内訳書、見積書等の写し
- (3) 下請負人の内訳書（様式第3号）
- (4) 個人事業の開業届出書（法人の場合は法人番号指定通知書及び登記事項証明書）の写し
- (5) 市町村税等（個人の場合は、国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (6) 庄内町商工会の加入承諾書又は庄内町商工会加入申込書（受理されたものに限る。）の写し
- (7) 空き店舗等の売買又は賃貸借を証する書類の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（空店舗等活用支援事業の交付申請）

第9条 空店舗等活用支援事業に係る規則第4条に規定する交付申請書は、令和7年度庄内町創業者等応援補助金（空店舗等活用支援事業）交付申請書（様式第4号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（事業概要が分かるもの）
- (2) 補助対象経費及びその積算内容が確認できる内訳書、見積書等の写し
- (3) 下請負人の内訳書
- (4) 登記事項証明書又は登記簿謄本の写し（法人の場合に限る。）
- (5) 直近の確定申告書（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (6) 市町村税等（個人の場合は、国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (7) 庄内町商工会の加入承諾書、庄内町商工会加入申込書（受理されたものに限る。）
- (8) 空き店舗等の売買又は賃貸借を証する書類の写し
- (9) 労働者名簿の写し（常時使用する従業員がいる場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（サテライトオフィス等設置支援事業の交付申請）

第10条 サテライトオフィス等設置支援事業に係る規則第4条に規定する交付申請書は、令和7年度庄内町創業者等応援補助金（サテライトオフィス等設置支援事業）交付申請書（様

式第5号)によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(事業概要が分かるもの)
- (2) 補助対象経費及びその積算内容が確認できる内訳書、見積書等の写し
- (3) 登記事項証明書又は登記簿謄本の写し(法人の場合に限る。)
- (4) 直近2期分の確定申告書(法人にあつては貸借対照表及び損益計算書)の写し
- (5) 空き店舗等の売買又は賃貸借を証する書類の写し、庄内町新産業創造館設置及び管理条例施行規則(平成19年庄内町規則第38号)第4条に規定する新産業創造館利用許可書又は庄内町立川複合拠点施設シェアオフィスプレイスの管理に関する規則(令和4年庄内町規則第57号)第4条に規定するレンタルオフィス利用許可書
- (6) 市町村税等(個人の場合は、国民健康保険税を含む。)の納税証明書
- (7) 雇用契約の内容が確認できる書類の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付の条件)

第11条 規則第6条第1項第1号イ又はロに定める軽微な変更は次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象経費の10分の3以内の減額
 - (2) 補助対象経費の配分の10分の2以内の変更
 - (3) 開業予定日の繰上げ又は開業予定日から起算して30日を限度とする延期(令和8年3月31日までに開業するものに限る。)
- 2 規則第6条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、令和7年度庄内町創業者等応援補助金事業変更承認申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、令和7年度庄内町創業者等応援補助金変更交付(中止・廃止)決定通知書(様式第7号。次条において「変更交付決定通知書」という。)により通知するものとする。
(補助事業の中止又は廃止)

第12条 規則第6条第1項第1号ハの規定により、補助事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、令和7年度庄内町創業者等応援補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、変更交付決定通知書により通知するものとする。
(交付決定の通知)

第13条 規則第7条に規定する補助金の交付決定の通知は、令和7年度庄内町創業者等応援補助金交付決定通知書(様式第9号)により行うものとする。
(実績報告)

第14条 規則第13条に規定する実績報告書は、令和7年度庄内町創業者等応援補助金実績報告書(様式第10号)によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとし、令和8年3月31日まで町長に提出しなければならない。

- (1) 開業の日が分かる書類
- (2) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し(資金借入事業を除く。)
- (3) 写真その他補助事業の実施状況が分かる書類(資金借入事業を除く。)

- (4) 常用雇用者の就業を確認できる書類(サテライトオフィス等設置支援事業に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(事業状況報告)

第15条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)は、当該決定を受けた日の属する事業年度(当該補助対象事業者が財務諸表を作成する対象となる期間をいう。以下この条において同じ。)から起算して3年間、各事業年度の終了後速やかに令和7年度庄内町創業者等応援補助金事業状況報告書(様式第11号)に財務諸表など事業の状況が分かる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、補助対象事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定を取消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金の返還)

第17条 規則第17条の規定による補助金の返還を命ずる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、令和7年度庄内町創業者等応援補助金返還命令書(様式第12号)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付の申請の日から起算して2年に満たない期間内に事業を廃止したとき 既に交付された補助金の全額
- (2) 前号に掲げるもの以外るとき 既に交付された補助金のうち町長が認める額
(財産の管理)

第18条 補助対象事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、当該補助事業の完了後も取得財産等管理台帳(様式第13号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 規則第21条第2号に規定する町長が指定するものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条第3号に規定する町長が特に必要があると認めて定めるものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の無形減価償却資産とする。
- 3 規則第21条ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 4 規則第21条ただし書の規定により町長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第14号)に当該承認を受けようとする財産の写真、図面等を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができる。

(調査等)

第20条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助対象事業者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第6条関係）

補助対象事業 の区 分	補助対象経費	補助金の額
(1) 資金借入支援事業	補助対象資金の融資実行日から起算して3年間の支払予定利子	補助対象経費の2分の1以内の額とし、80万円を限度とする。(1,000円未満切捨て)
(2) 創業者改装費支援事業	空き店舗等の改装に係る経費のうち、次にかかる費用とする。 (1) 内装工事費 (2) 外装工事費	
(3) 空店舗等活用支援事業	(3) 給排水工事費 (4) 都市ガス工事費 (5) サイン工事費 (6) 電気工事費 (7) 空き店舗等の賃借料 (6箇月分を上限とする。)	
(4) サテライトオフィス等設置支援事業	サテライトオフィス等の設置にかかる経費のうち、次の費用とする。 (1) 通信環境整備費 (2) 事務所の賃借料 (6箇月分を上限とする。) (3) 内装工事費 (4) 備品費 (机類、椅子類、箱棚類で購入単価が2万円以上のものに限る。) (5) 広告宣伝費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。(1,000円未満切捨て)